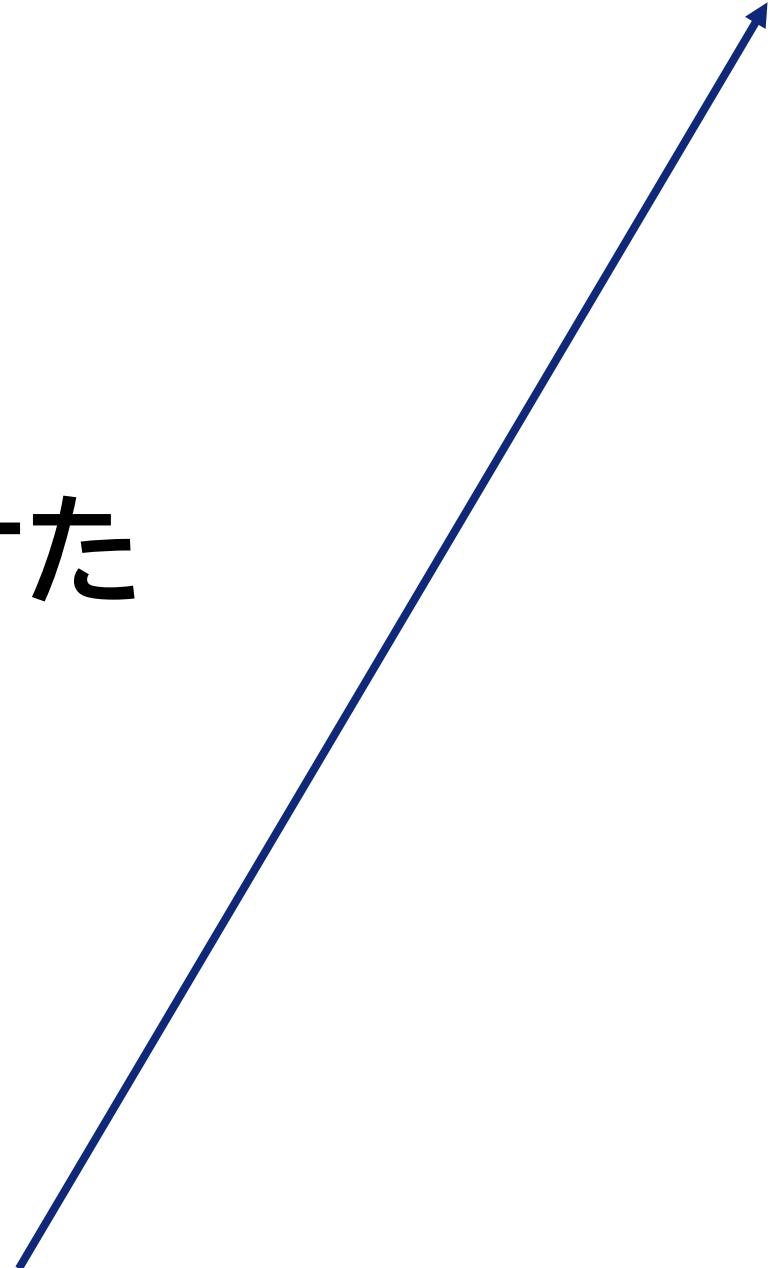
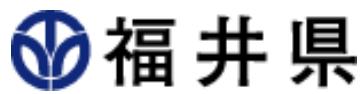


Fukui Prefectural Government

継続的な 「賃金引上げ」に向けた 福井県の取組み

令和8年1月22日



賃金水準の地域間格差

- 令和6年賃金構造基本統計調査によると、都市部と北陸3県では賃金水準に大きな格差あり。
- 格差是正にはすべての年代で賃金水準の上昇が必要。県内企業の生産性向上および収益力強化が重要。
- 最低賃金は北陸3県において最も低い状況。

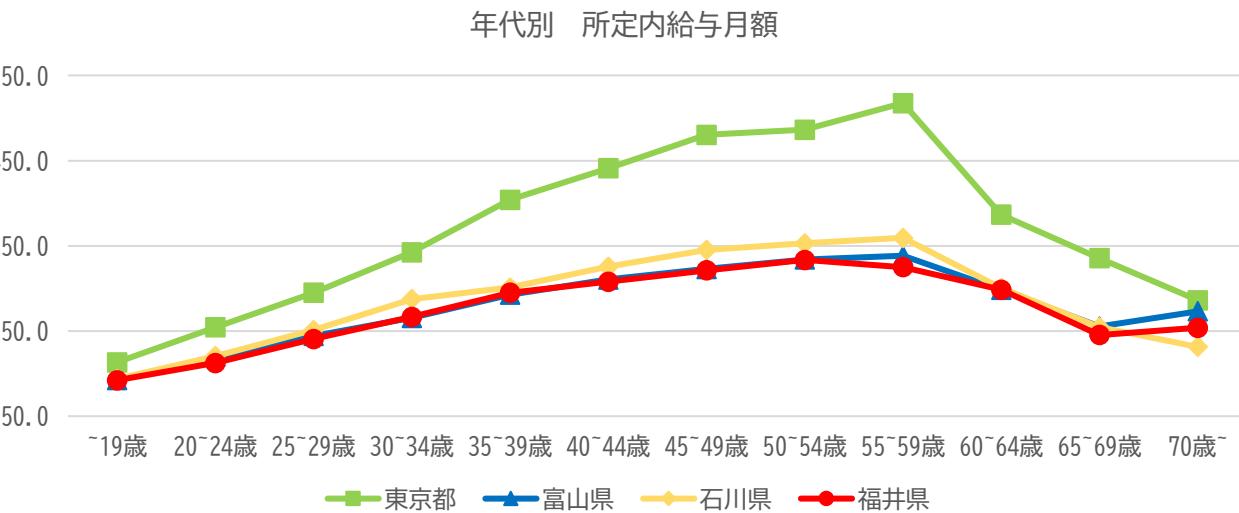
賃金水準の比較

所定内給与月額(平均) (千円)	
東京都	403.7
富山県	295.2
石川県	308.4
福井県	290.9

出典：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

北陸3県の最低賃金の推移

	平成25年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
富山県	712円 (Bランク)	908円	948円	998円	1,062円 +64円
石川県	704円 (Cランク)	891円	933円 (Bランク)	984円	1,054円 +70円
福井県	701円 (Cランク)	888円	931円 (Bランク)	984円	1,053円 +69円
北陸の賃差	11円	20円	17円	14円	9円



【参考】近隣県の令和7年度 最低賃金額 岐阜県1,065円・滋賀県1,080円・京都府1,122円

賃上げに向けた福井県の支援について①

少子高齢化・人口減少が進む中、持続的な経済成長・発展のためには、個人の消費と継続的な賃上げが必要

そのためには、生産性向上・イノベーションの推進、働き方改革に加え、賃上げ原資の確保、価格転嫁支援等が重要

I 価格転嫁、
取引条件の適正化

II 収益力向上・
賃上げ応援



III 働き方改革、学び
直し、人手不足対策

IV 女性活躍の推進、
仕事と生活の両立

国の支援に加え、上記4つの観点から支援を実施

賃上げに向けた福井県の支援について②

- 令和7年度12月補正予算において、賃上げの実現に向けた環境整備として、3つの事業を計上 ※12月補正以外の既存施策は参考資料に記載

新規

拡充

R7.12補 1,479,020千円
(R6.2補) 498,019千円

物価高騰や最低賃金上昇など経営環境が変化していく中、設備投資や商品開発等を行うことで、自社の付加価値を高め収益確保を目指す事業者への支援を拡充。また、設備投資に特化した新たな補助・融資制度を創設し、中小企業の経営基盤強化を推進。

中小企業収益力向上支援事業

①企業活動分析による収益力強化事業補助金

バリューチェーン分析等を活用し、生産性向上や業務効率化に向けた設備投資や商品開発など、付加価値を高める取組みを支援します。

※県広報への協力の同意および発注者目線での取組事例を提出し認められた場合、補助率を嵩上げ

区分	通常枠	前向き枠	大規模賃金引上枠	
補助上限額	100万円	200万円	300万円	400万円 500万円
補助率※	2/3 (3/4)	2/3 (3/4)	3/4 (4/5)	拡充
付加価値額	年率3%以上増	年率5%以上増	年率5%以上増	
平均給与支給額	2.0%以上増	2.0%以上増	6.0%以上増	7.0%以上増 8.0%以上増

②中小企業設備投資補助金

生産性向上や省力化等を目指す設備投資により、収益力を向上させる取組みを支援します。

補助上限額	1,000万円 (製造業の場合、1,500万円) (下限: 500万円)
補助率	2/3
要件	付加価値額: 年率7.5%以上増 平均給与支給額: 8.0%以上増

増額 R7.12補 24,000千円
(R6.2補) 103,341千円

ふくい業務改善・賃上げ応援事業

①国の業務改善助成金の支給額に、県独自の上乗せを行うとともに、一定以上の賃上げを行う事業者

に対し奨励金を支給するなど、賃上げを行いやすい環境整備について採択件数を拡大。

②事業場内最低賃金を一定以上に引上げる事業者に対し、奨励金を支給 (B) 奨励金

補助率 1/5(20%)

R6.2補 300事業所 ⇒ R7.12補 360事業所

90円以上引上げる場合

引上げる労働者1人あたり10万円支給(1事業者10人上限)

R6.2補 210人分 ⇒ R7.12補 300人分

新規 R7.12補 2,259,002千円

医療・介護・障がい福祉分野における賃上げ等支援事業

医療・介護・障がい福祉分野が物価上昇に直面し、また、従事者の処遇改善が求められる厳しい状況を踏まえ、県民が安心してサービスを受けられる体制を整備するため緊急的に医療機関等や介護・障がい福祉施設を支援。

中小受託取引適正化法施行に伴う県の取組みについて

中小受託取引適正化法(令和8年1月1日施行)に対する 福井県の対応

経済団体を通じて、県内企業に対する周知に協力

- ・中央会を通して、繊維・眼鏡等の組合員企業を訪問し、法改正の内容を周知
(1月から順次実施)
- ・商工会議所、商工会に対し、公式LINEやメルマガ等のツールを活用した県内企業への周知を依頼(12月から順次実施)

○参考 価格転嫁に関する県の施策

取引適正化サポーター派遣による企業支援

- ・価格交渉・価格転嫁に向けた種々の課題に対し、原価管理や価格設定の見直し、付加価値向上、見積書の作成等を通して事業収入確保などのノウハウを支援

価格転嫁対策に取り組む業界団体への支援

- ・業界団体で実施する価格転嫁に向けた取組みに対して奨励金を支給
(業界内の気運醸成、会員向けのセミナー、業界統一の価格交渉資料の作成等)

公正取引委員会ホームページより
(https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf)

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ!

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます(新通称:「取適法(とりてきほう)」)

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金

製造委託等代金

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託事業者

適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準(300人、100人)が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段(電子記録債権等)についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

おわりに

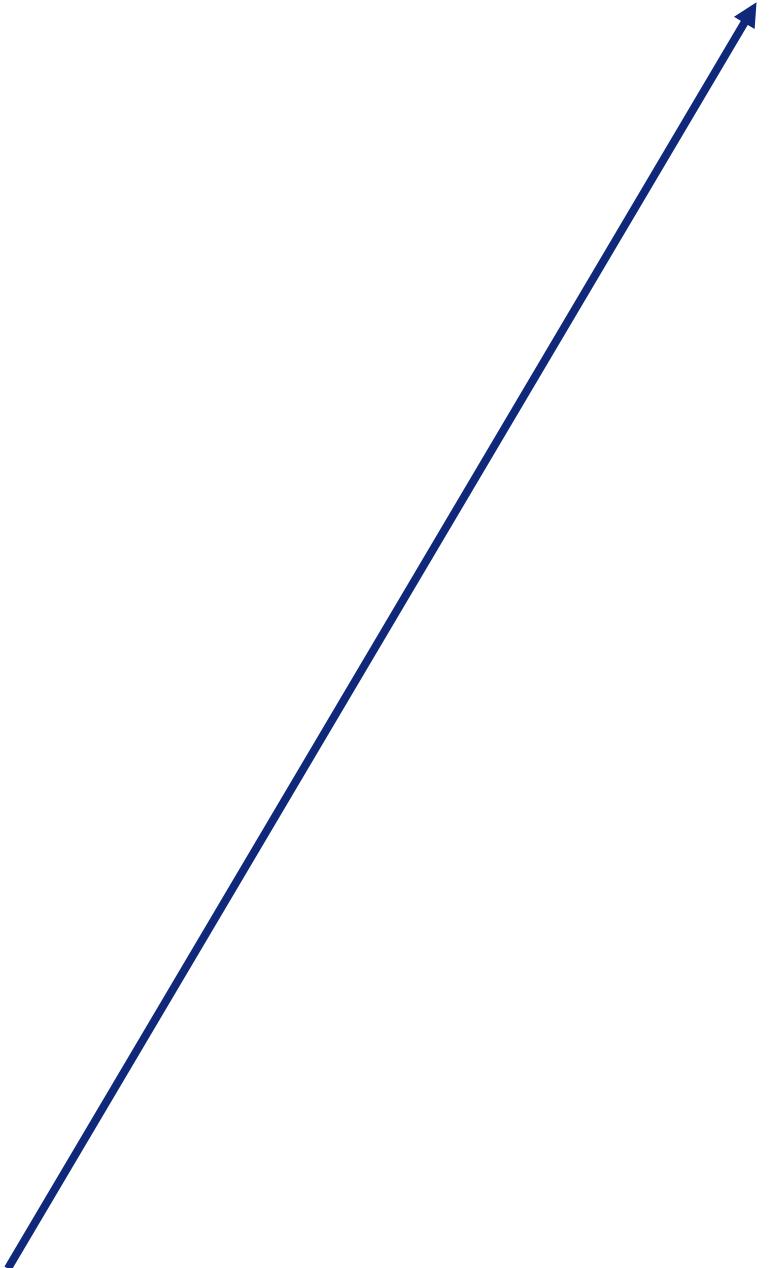
県内で働くすべての人が安心して豊かに暮らせる環境を整備し、消費と経済の好循環をまわす。

さらに若者・女性・外国人材に選ばれる県となるには、物価水準を上回る継続的な賃上げが極めて重要



賃上げ原資の確保のため、官民が連携し、価格転嫁や取引適正化、設備投資、技術投資などのイノベーション推進策や省力化、デジタル化、人的投資などの労働生産性向上策を積極的に後押し

參考資料



賃上げに向けた福井県の支援①

I 価格転嫁、取引条件の適正化

① 「パートナーシップ構築宣言」・ふくいプラス+

- ・県独自の取組みとして産業労働部の補助金において、審査での加点措置や申請の要件化
※県内登録企業数:2,717社(R7.12月末時点)

② 取引適正化センター派遣事業

- ・価格交渉・価格転嫁に向けた種々の課題に対して、原価管理や価格設定の見直し、付加価値向上、見積書の作成等を通して事業収入確保などのノウハウを支援、業種別相談会、研修等を開催

③ 業界団体への価格転嫁対策奨励金

- ・業界団体で実施する価格転嫁に向けた取組み(業界内の気運醸成、会員向けのセミナー、業界統一の価格交渉資料の作成等)に対して奨励金を支給

II 収益力向上・賃上げ応援

① 中小企業収益力向上支援事業(新規・拡充)

- ・生産性向上に向けた設備投資や商品開発など、付加価値向上の取組みに対する費用の一部を補助
補助率:2/3~4/5 (6年度は341件、7年度は400社採択済み)

② ふくい業務改善・賃上げ応援事業(増額)

- ・国の業務改善助成金額の20%を独自上乗せ補助、あわせて一定以上引き上げる企業への奨励金を支給
補助金 R5:180件、R6:272件 奨励金 R6:69件

③ ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業

- ・国・県の補助金交付の前提となる就業規則や賃金台帳作成・整備の伴走支援
R5: 813所、R6:1,200所 R7:800所を予定

④ 医療・介護・障がい福祉分野における賃上げ等支援事業(新規)

- ・医療機関等に対する賃上げや物価上昇への支援 介護・障がい福祉施設に対する賃上げ支援

賃上げに向けた福井県の支援②

III 働き方改革、学び直し、人手不足対策

① 誰もが働きやすい職場環境、多様な働き方の導入を促進

- ・働きやすい職場づくりを推進する「社員ファースト」制度を展開。1,131社(R7.12月末時点)が登録
- ・ウェルビーイング経営を実践できるよう経営塾、先進企業視察を実施。

② 労働生産性向上に不可欠なリスキリング支援の強化

- ・国内外の大学や研修機関への社員派遣の支援、従業員の教育訓練等に係る費用の補助。
- ・ビジネス汎用スキル(延べ1,147名)やオンデマンド型リスキリング(R6:52社)の研修・各種セミナー

③ 人手不足の解消に向けた対策

- ・求人・求職マッチングを強化。女性・シニアの活躍や副業・兼業、スポットワークを促進。
- ・人手不足業種には奨励金や待遇改善支援を実施。大学新卒採用力向上を伴走支援。
- ・外国人材受入をサポートし、海外人材育成機関と連携した「福井クラス」を開設。

IV 女性活躍の推進、仕事と生活の両立

① 女性活躍に取り組む企業への支援強化

- ・「ふくい女性活躍推進企業」登録制度を運用し、991社(R7.12月末時点)が登録。
- ・専門家による企業訪問で伴走支援を実施。「女性登用アワード」にて優れた実績の企業に奨励金を支給。
- ・企業の広告動画を作成、大学で放映し、女性活躍推進企業の学生向けPRを支援。

② 男性育休等を含め、仕事と生活の両立サポートを充実

- ・男性育休の取得促進に向けて、最大600万円の奨励金を創設。累計550事業所(R7.12月末時点)が申請。
- ・子育て世帯の家事・育児をサポートする「ふく育さん」の派遣、「ふく育タクシー」運行による両立支援

③ 固定的な性別役割分担意識等の解消

- ・性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスへの気づきを促すため、企業研修や地域セミナーを開催。
- ・「共家事」や「ラク家事」を推進し、自分時間や家族時間創出のためPR動画や診断サイト、キャンペーンを実施。